

[D E E P S E A] 事件

[事件の概要]

原告商品に付された「D E E P S E A」の表示が、「6 6 0 f t = 2 0 0 M」の表示と相まって、需要者において、水深200メートルでの深海でも使用できる機能を表示するものと理解されると同時に、自他商品識別標識としての機能を果たす態様でも用いられているとして、商標法50条1項における「使用」の事実を認定した事案。

[事件の表示、出典]

平成21年10月8日判決（知財高裁平成21年（行ケ）第10141号）
知的財産権判例集HP

[参照条文]

商標法50条1項

[キーワード]

商標的使用、不使用取消審判

1 事実関係

原告の有する下記登録商標につき、被告が不使用取消審判を請求したところ、特許庁がこれを認めたことから、原告が当該取消審決の取消を求めた事案である。

商標登録番号：第4146855号

商標の構成： **DEEP SEA**

指定商品：第14類「時計、貴金属、貴金属製食器類、…」

原告（商標権者）が販売するダイバーズウォッチの文字盤には、上部に「E L G I N I
N T E R N A T I O N A L」の文字が表され、中心から下部には、順に

「W A T E R R E S I S T A N T」

「A U O M A T I C D E E P S E A」

「6 6 0 f t = 2 0 0 M」

「D A T E」

と4段で表示され、このうち「A U T O M A T I C D E E P S E A」の文字は、他の部

分とは異なり赤色で表示されていた。

審決では、「DEEPSEA」の文字が、その下段の「660ft=200M」とあいまって、水深200メートルの深海においても使用できる機能及び主な使用表示として認識されると認定し、自他商品の識別標識として使用されているとは認められないから、商標法50条1項にいう「使用」の事実が認められないとして、商標登録が取り消された。

2 争点

原告商品に「DEEPSEA」と表示したことが、本件商標の「使用」に該当するか
商標法50条1項の「使用」は、自他識別標識としての機能を発揮することを要するか

3 裁判所の判断

「AUTOMATIC DEEPSEA」の表示については、「AUTOMATIC」と「DEEPSEA」との間に約1字分の空白が設けられ、また、「AUTOMATIC」は腕時計が機械式の自動巻き時計であることを示す一般的な英語用語であるのに対し、「DEEPSEA」は「深海」を意味する英単語の「DEEP-SEA」を表示し、「AUTOMATIC」とは関連性のない別の意味のものであることからすると、「AUTOMATIC」と「DEEPSEA」とに分離してみることができる。なお、この「DEEPSEA」の表示は、「DEEP」と「SEA」とが連続して記載されているか否かなどといった違いはあるが、本件商標と社会通念上同一のものと認められる。

この「DEEPSEA」については、次行の「660ft=200M」の表示とあいまって、需要者において、水深200メートルの深海においても使用できる耐水性を有するとの機能を表示するものと理解しうる可能性があるが、一方、「DEEPSEA」の語は、深い水深の場所でも使用できる腕時計の品質を表示する語として一般的に使用されているものではないこと（当事者間に争いが無い。）などからすると、この「DEEPSEA」の表示については、「深海」の意味を示す用語として、需要者において、テレビ番組等においても目にする機会がめつたにない深海や深い海の神秘的なイメージをも与えていると理解することができ、このことは、需要者に対して、これが付された腕時計である原告商品の自他の識別標識としての機能をも果たしているものであって、「DEEPSEA」の表示は、原告商品に自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いるものとして付されているということが出来る。

この点について、被告は、...取引者・需要者は、「660ft=200M」の表示とあいまって、「DEEPSEA」の表示を「水深200メートルの深海においても使用できる機能及び主

な使用表示」と認識することができ、同表示をもって、原告製品と他の製品を識別するための手がかりとして認識しているということができないと主張するが、商品に付された1つの標章が常に1つの機能しか果たさないと解すべき理由はなく、原告商品に付された「DEEPSEA」の表示が、次行の「660ft = 200M」の表示とあいまって、需要者において、水深200メートルの深海においても使用できる耐水性を有するとの機能を表示するもの理解しうるとしても、その表示が、同時に、自他商品を識別させるために付されている商標でもあると解することができるものであり、上記のとおり「DEEPSEA」の持つイメージ等に照らすと、この表示が原告商品に自他商品を識別させる機能をも果たす態様で用いるものとして付されていると解することができるものであって、被告の主張は採用することができない。

そうすると、...本件商標について法50条1項にいう「使用」の事実は認められるべきものであるから、その事実を認めることができないとして原告の商標登録を取り消した本件審決は誤りというほかない。

4 検討

本判決では、「DEEPSEA」が商標権者である原告の自他商品識別標識としての機能を発揮していることを認定していることから、法50条1項の「使用」とは、単なる形式的な使用ではなく、いわゆる商標的使用を意味することを前提としているものと思われる。

また、本判決では、「DEEPSEA」の表示が、原告商品の耐水性の機能を示すとともに、自他識別機能をも発揮する態様で用いられているとして、商標的使用が肯定されている。本判決の論理が不使用取消審判のみに適用されるのか、あるいは侵害訴訟においても適用されるのか、適用された場合に、法26条各号が適用される余地はあるのか、今後の裁判例が待たれるところである。

(弁護士 小林 英了)